

第2章 三木市国民保護対策本部の設置等

1. 市国民保護対策本部の設置

(1)市国民保護対策本部の設置手順

- ①内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を通じて、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知
- ②市長による市国民保護対策本部の設置
- ③市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集
- ④市国民保護対策本部の開設
- ⑤交代要員等の確保
- ⑥本部の代替機能の確保(三木市立教育センター又は新消防庁舎)

(2)市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、必要があると認める場合は、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。なお、市長は、市国民保護対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。

(3)市国民保護対策本部の組織構成及び機能

○組織構成

本部長：市長	副本部長：企画部長
本部員：教育長、技監、各部長、市民病院事務部長	

参 与：市国民保護対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参与として、市職

員以外の者に出席を要請する

- ・自衛隊員
- ・指定地方行政機関その他の国・県の職員
- ・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者
- その他の指定公共機関等の職員

(4)市現地対策本部の設置

市長は、現地における対策が必要であると認めるときは、市現地対策本部を設置する。市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市国民保護対策副本部長、市国民保護対策本部員その他の職員のうちから、市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5)現地調整所の設置

市長は、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(6)市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア. 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整、県対策本部長に対する総合調整の要請、情報の提供の求め、国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め、市教育委員会に対する措置の実施の求め

(7)市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

2. 動員の実施

(1)職員の動員体制

①国民保護対策本部員、防災担当指定要員、指定要員、国民保護対策本部事務局のあらかじめ定めた職員、本部連絡員、課長等は、直ちに配備に就く。

②上記以外の職員については、原則として、市国民保護対策本部長が決定する配備体制を取るものとし、その参集基準に従い動員を行う。

③具体的な配備人員等については、別に定める各部動員計画を基本として、事態の状況等を勘案し、市国民保護対策本部の各部長が決定する。

(2)配備の命令を受けた市職員の行動

①原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。

②勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

③勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。

④勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため各所属に赴くことができないときは、あらかじめ定めた最寄りの市の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事する。

⑤勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は対策本部に連絡する。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに対策本部へ報告する。

3. 通信の確保

(1)情報通信手段の確保

市は、市国民保護対策本部と市現地対策本部、支所対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2)情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認、及び応急復旧作業を行うための要員を直ちに現場に配置する。

(3)通信ふくそうにより生じる混信等の対策

市は、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4)情報通信機器等の活用

市は、フェニックス防災システム及び兵庫衛星通信ネットワークを使用して、関係機関との通信を確保する。